

第2章 令和5年度のトピック

1 再生可能エネルギー地域共生促進税条例の制定について

(1) 条例制定の趣旨・背景

国は、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、2012年（平成24年）に、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを約束する固定価格買取制度（FIT制度）を導入しました。また、地球温暖化対策として、2020年（令和2年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年（令和3年）10月に改定した「地球温暖化対策計画」において「2030年の温室効果ガス46%削減（2013年度比）」を目指すことを表明しました。この目標達成のための取組の一つとして、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしています。

県としても、令和4年3月に、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画」や「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」として「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、再生可能エネルギー導入目標を引き上げ、「基準年度（2013年度）比12.1倍に増加させる」などの目標を掲げています。

このように国や県において再生可能エネルギーの最大限導入を目指している中、再生可能エネルギー発電設備が森林に設置される場合については、土砂災害や景観、環境への影響などへの懸念から、全国各地で問題が生じており、県内でも地域住民との調整に課題を抱える例が少なくありませんでした。

こういった状況を受け、県では、これまでも再生可能エネルギー施設の望ましい設置の在り方を検討する中で、「太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定（令和2年4月）」、「太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定（令和4年7月）」、「環境影響評価条例の一部改正（令和4年7月）」等により、地域住民への説明を義務付けるなど、地域との共生を促す取組を進めてきましたが、それでもなお懸念の声が少なくないため、反対の要望や議会での議論の状況等を踏まえて規制強化等について検討してきました。しかし、地域との共生が困難な事業であっても、法令に基づく許可基準等を満たす場合には再生可能エネルギー発電事業の実施は可能であることから、再生可能

エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた新たな取組として、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電設備に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」（令和5年宮城県条例第34号）を導入しました。

(2) 条例の概要

① 課税対象

森林（国有林・地域森林計画対象民有林）のうち0.5ヘクタールを超える開発行為^{※1}が行われた区域において、開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手した太陽光・風力・バイオマス発電設備^{※2}であって、自家用又は事業の用に供することができる状態にあるもの（宮城県内にその発電設備の全部又は一部が所在するものに限る。）

※1 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為

※2 再生可能エネルギー発電設備の設置以外の目的で開発行為を行った場合であっても、開発行為の完了後5年を経過した日までに再生可能エネルギー発電設備を設置するような場合は課税対象

② 納税義務者

再生可能エネルギー発電設備の所有者

③ 課税額の計算方法

単年度に納付すべき税額は、課税標準と税率により決定

課税標準^{※3}：

賦課期日（毎年1月1日）時点における再生可能エネルギー発電設備の総発電出力（kW）

※3 再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備が開発区域（森林）の内外にわたる場合などは、総発電出力を設備の設置面積で按分して課税標準を算出

税率：下表のとおり総発電出力1kW当たりの税額を設定

太陽光・風力のFIT認定設備は、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分									
●太陽光発電設備									
FIT 価格 [円/kW]	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満
税率	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500	
FIT 価格 [円/kW]	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上	
税率	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340	
●風力発電設備									
FIT 価格 [円/kW]	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上			
税率	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740			
●バイオマス発電設備 1,050円/kW									
※FIT制度による調達価格が10円未満（太陽光）、16円未満（風力）の場合に加え、FIP、非FIT・FIPの発電設備を含む。									

▲税率表

- ④ 非課税となる再生可能エネルギー発電設備
- イ 国又は地方公共団体が所有するもの
 - ロ 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
 - ハ 太陽光発電設備であって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
 - ニ その全部が、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
 - ホ その全部が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画に基づき使用されるもの
 - ヘ ニ、ホに準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

⑤ 適用除外

施行日（令和6年4月1日）前に稼働済み又は着工済みである再生可能エネルギー発電設備には、条例を適用しない（課税対象としない）

⑥ 条例の失効

施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う^{※4}

※4 5年を経過するよりも前に、この税の役割や効果を検証し、税のあり方について、修正や廃止を検討するもの

項目	内容
課税対象	0.5haを超える森林の開発行為を行った区域内に設置し、自家用又は事業の用に供することができる太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備
納税義務者	課税客体となる再生可能エネルギー発電設備の所有者
課税標準	再生可能エネルギー発電設備の総発電出力（kW）
税率	再生可能エネルギー種別ごとに、FIT制度の調達価格に応じて※設定（円/kWh） ※バイオマスを除く
非課税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村の認定を受けた事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備 等
適用除外	施行日時点で、稼働済み及び着工済みの設備は課税対象外
条例の有効期間	5年（3～5年程度を目途に見直しを実施）

▲税の概要まとめ

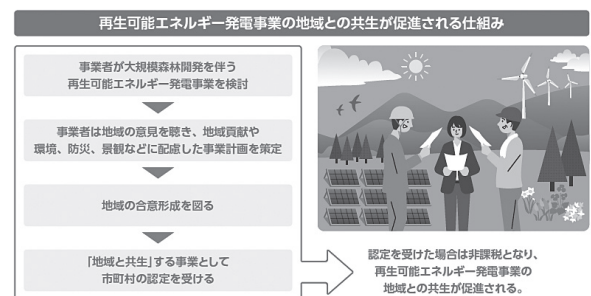
⑦ 税収の使途

本税は、税収を得ることよりも、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生を目的として導入したものであるが、仮に税収があった場合には、本税の趣旨を踏まえ、再生可能エネルギー発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等に要する費用に充ててを想定

(3) 条例制定による効果・今後の展望

本税については、再生可能エネルギー発電事業から得られる利益の2割相当の税負担となるように、再生可能エネルギー源の種類ごとに、FIT価

格に応じて税率を設定しており、課税されることとなった場合には、決して軽くはない経済的負担が毎年生じることとなります。一方、本税は、税収を得ることを主たる目的としたものではなく、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進を目的としており、前述の（2）④ニ～ヘに示したように、地域と共生する再生可能エネルギー発電事業と認められるものは非課税としています。大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業については、事業者に対し、地域の意見を聴きながら、地域貢献や防災、景観、環境などに配慮した事業計画を策定し、地域の合意形成を図り、非課税となる事業として実施するよう求めています。



地域と共生する再生可能エネルギー発電事業として認定を受けるための考え方や手続については、市町村と事業者の双方にとっての「よりどころ」となることを目指して県が策定した「地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関連）」に示しています。

本ガイドラインでは、地域の合意形成に係る標準的な手続や認定の適否を協議するための協議会の設置手順及び運営方法にとどまらず、どのような考え方の下に事業を進めていくべきかについても具体的に示しました。また、事業者と市町村が、どのように地域への説明を進めていくべきか、どのような準備が必要かといった点を話し合う際などには、両者に任せきりにせず、宮城県が適切に助言するなど、伴走型で支援していくこととしています。県としては、このような取組を進めていくことで、地域と共生する再生可能エネルギーの最大限の導入を目指します。

2 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議の設立について

(1) 県民会議の趣旨

① みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の推進

県は、令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」（以下、「戦略」という。）を策定し、2050年度カーボンニュートラルの達成のために、2030年度における温室効果ガス排出量を基準年である2013年度比50%に削減することを目標に掲げ、様々な施策を講じています。

戦略では、温室効果ガスの排出部門を「産業部門」「業務部門」「家庭部門」「運輸部門」の4つに区分し、産業部門や運輸部門に対しては、補助事業やセミナーの開催等により、また、家庭部門に対しては環境イベント等の普及啓発事業により、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進を進めてまいりました。

戦略の進捗状況として令和5年度に取りまとめた、令和2年度の統計資料に基づく宮城県の温室効果ガス排出状況では、目標年度までの計画値を下回る結果となっていますが、家庭部門及び業務部門において、目標年度までの必要削減量が多く残されており、この2部門について更なる取組が必要となっています。

② 県民会議の設立

家庭部門及び業務部門の温室効果ガス排出量の削減につながる取組として、県は、令和5年11月に、県民、企業、団体、教育機関、自治体など多様な主体の連携の下、県民総ぐるみで温室効果ガスをできるだけ排出しない暮らしや事業活動を実践していくことを目的として「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」（以下、「県民会議」という。）を設立しました。

県民会議では、2050年脱炭素社会を実現し、みやぎの豊かな自然環境を次代に継承していくために、趣旨に賛同する団体会員、個人会員を広く募り、戦略の理念と目標について多くの県民と共有することで、会員それぞれに主体的に地球温暖化対策に取り組んでいただけるよう、県民会議の活

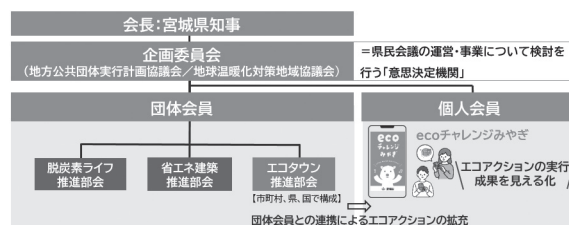
動に関する情報の発信や会員相互の交流につながる活動を進めていくこととしています。

(2) 県民会議の組織

県民会議は、宮城県知事を会長とし、環境NPOや学識経験者、事業者団体等からなる企画委員会を意思決定機関として設置しています。また、団体や企業が登録する団体会員と、県民個人が環境アプリ「ecoチャレンジみやぎ」を通じて登録する個人会員を設け、団体会員のうち、県民会議の実施する事業に参画するプロジェクトチームとして脱炭素ライフ推進部会、省エネ建築推進部会、エコタウン推進部会の3つの部会を設けています。

県民会議の活動は、主に3つの部会の活動として実施し、脱炭素ライフ推進部会では、主に家庭部門での省エネ活動の推進に関する活動を、省エネ建築推進部会では、建築物の省エネ化に関する活動を、エコタウン推進部会では、行政機関の連携による脱炭素施策の推進を実施することとしています。

各部会及び団体会員の活動の一部は、環境アプリ「ecoチャレンジみやぎ」のエコアクションとして展開すること等により、個人会員の脱炭素活動の推進を図ることとしています。



(3) 県民会議の活動事業

① 県民会議の事業

イ 県民会議総会

県民会議では、県民会議に関する活動報告や情報提供、会員同士の交流を図るために、県民会議総会を開催します。令和5年度は設立総会を開催し、県民会議の運営方針を協議しました。

ロ 県民会議主催イベント

一般向けの普及啓発として、子どもから大人まで広い世代に地球温暖化問題について関心を持っていただけるよう、県民会議主催イベント「みやぎゼロカーボン大作戦」を開催します。令和5年度は県民会議連携イベントとして開催し、みやぎゼロカーボンアワードの表彰式やエコワークショップ、会員団体のブース出展、ステージイベント等を実施しま



した。

ハ 環境イベント（仙台市以外）

みやぎゼロカーボンチャレンジの県内全域での普及啓発のため、仙台市以外でも環境イベントを開催します。

ニ ポータルサイトを通じた情報発信

県が運営するみやぎゼロカーボンチャレンジポータルサイトにおいて、県民会議の活動に関する広報を実施するとともに、会員団体が実施する脱炭素の取組について掲載し、周知します。

ホ 環境アプリ ecoチャレンジみやぎとの連携

環境アプリ「ecoチャレンジみやぎ」に賛同する団体会員と連携し、エコアクションの拡大を図ります。

② 部会事業

イ 脱炭素ライフ推進部会

脱炭素ライフ推進部会では、家庭における脱炭素活動を推進するために、再配達の防止、食品ロス削減、エシカル消費等の推進に関するプロジェクトを実施します。

ロ 省エネ建築推進部会

省エネ建築推進部会では、住宅やオフィスの脱炭素化の推進のために、断熱改修の推進や再生可能エネルギーの導入促進、ZEB.ZEHに関する普及啓発を実施します。

ハ エコタウン推進部会

エコタウン推進部会では、地域の脱炭素化の推進のために県内市町村や国と連携し、先進地域の取り組みに関する情報共有や自治体間の連携の促進に向けたセミナー、意見交換を実施します。

(4) 県民会議への登録

① 団体会員

県民会議への登録（団体会員）は、ポータルサイトの登録フォームから行うことができます。
(<https://zero-carbon2050.pref.miyagi.jp/kenmin/#toroku>)

登録をいただいた団体会員には、登録証を発行するほか、県ホームページでの団体名称の公表、地球温暖化防止活動に関する情報提供、ポータルサイトでの取り組みの紹介、環境イベントでの出展の案内等を実施します。

② 個人会員

個人会員への登録は、環境アプリ「ecoチャレンジみやぎ」から実施することができ、登録時にアプリのエコポイントを獲得できます。（アプリダウンロードサイト：<https://eco.pref.miyagi.jp/>）

登録に当たっては、脱炭素のために取り組んでいただく項目を選択していただきます。

(5) おわりに

地球温暖化に対して、2015年パリ協定に基づく1.5℃目標の達成が世界共通の課題とされており、我が国でも脱炭素と経済成長を両立させる社会全体の変革である「グリーントランスフォーメーション（GX）」の推進が掲げられているところです。

本県においても、企業や団体の脱炭素の取り組みが、新たな価値の創出や経済成長につながることを目指し、県民会議の枠組みを活用し、県民一人ひとりの意識や行動の変革を目指してまいります。

	脱炭素ライフ推進部会	省エネ建築推進部会	エコタウン推進部会
所管事項	・県民の環境配慮行動の促進に関すること	・住宅及び事業所の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入促進に関すること	・地域の温暖化対策に関すること
テーマ	エシカル消費・グリーン購入、節電、ごみ減量、再配達防止など	省エネ家電や高効率設備の導入、ZEH・ZEB化、太陽光発電設備や環境配慮車の導入促進など	温対計画の策定促進 促進区域の設置促進など
事業（案）	・ウェブを通じた広報 ・イベントの開催やブース出展 ・「ecoチャレンジみやぎ」でのエコアクションの拡大など	・ウェブを通じた広報 ・イベントの開催やブース出展 ・うちエコ診断・省エネ診断の受診勧奨など	・セミナー、勉強会の開催 ・補助事業やキャンペーンの広報の共同実施 ・外部資金の獲得支援 ・自治体と国との情報共有体制の構築
構成員	学識者、関係団体、学生	学識者、関係団体	市町村、県、国

3 クマによる人身被害の防止に向けて

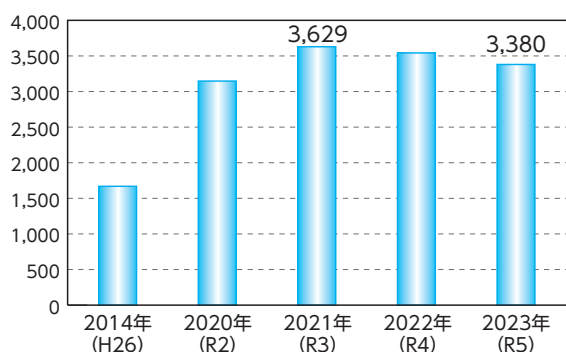
(1) 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画

ツキノワグマは豊かな自然環境の指標となることから、県では、人とツキノワグマの共存する社会の構築を目的に「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画」を策定しています。

本計画に基づき、県内に生息するツキノワグマ地域個体群の安定的な維持及びツキノワグマによる人身被害の防止並びに農林水産業等における被害の軽減に向けた取組を実施しています。

(2) 県内におけるツキノワグマの生息状況

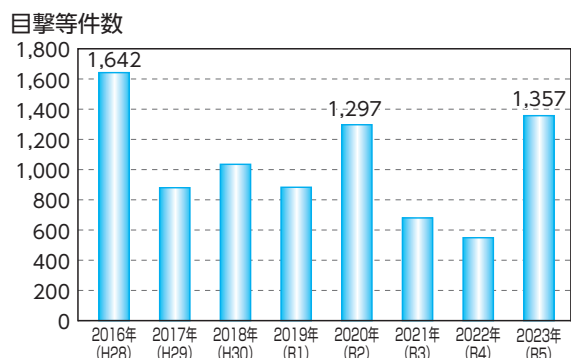
2023（令和5）年度のツキノワグマの推定生息数の中央値は、3,380頭となっており、概ね横ばいで推移しています。



▲クマの推定生息数（中央値）の推移

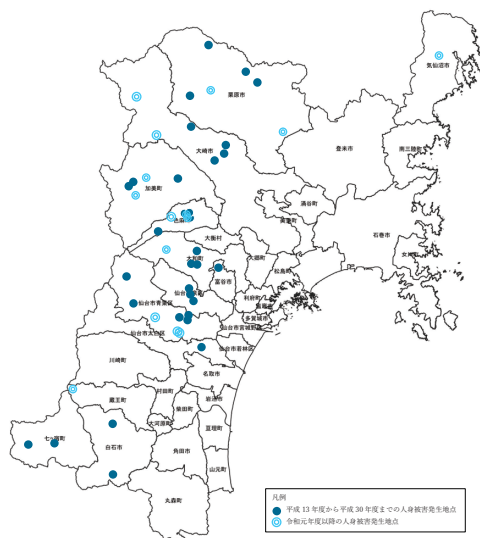
(3) クマによる人身被害等の状況

本県における2023（令和5）年度のクマの目撃等件数（クマ自体の目撃に加え、足跡やフン、食痕の発見を含む。）は、1,357件であり、過去2番目に多い件数となりました。



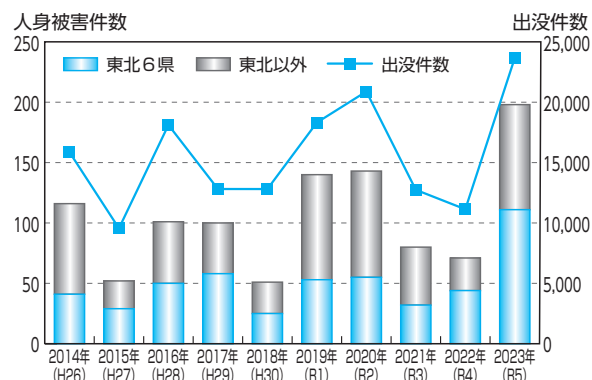
▲クマの目撃等件数の推移

クマによる本県の人身被害については、毎年度数件発生しており、2022（令和4）年度には過去最多の5件（7人）の人身被害が発生していますが、2023（令和5）年度は、3件（3人）でした。



▲ツキノワグマによる人身被害発生場所

一方、環境省の統計によると、全国的には、2023（令和5）年度のクマによる人身被害は過去最多の198件（219人）となっています。



▲全国のクマ出没及び人身被害の件数

(4) 政府への要望

2023（令和5）年度のクマによる人身被害が過去最多となる中、東北地方、特に秋田県と岩手県での被害が全体の半数以上を占めており、北海道東北地方知事会では、11月に「クマ類の管理及び被害防止対策への支援に係る緊急要望」を行いました。

本要望では、クマ類を指定管理鳥獣^(※)に指定し、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象とすることなどにより、クマ類の出没対策に係る新たな財政的・技術的な支援制度の創設を図ること、人家周辺等での銃器の使用について、関係法令の運用基準の明確化等を図ることなどを求めました。

※指定管理鳥獣とは
集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして、環境大臣が指定するもの。
指定により、環境省の交付金を活用した調査、捕獲、人材育成等が可能となる。

本要望を受け、国では、2024（令和6）2月に、有識者による検討会で決定された「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、クマ類を指定管理鳥獣に指定することとしました（指定自体は2024（令和6）年4月）。

(5) 人身被害の防止に向けた取組

① クマ出没シーズン予報

2023（令和5）年の春から、県民へのクマに対する注意喚起のため、県内の堅果類（ブナ、ミズナラ）の果実の豊凶調査をもとに、クマ出没シーズン予報を行うこととしました。

区分	予報	豊凶調査
令和5年4月～11月	平年よりも出没が多い見込み	並作
令和5年12月～令和6年3月	平年よりも出没が多い見込み	凶作

▲令和5年度クマ出没シーズン予報結果

② クマ出没注意報及び警報

2023（令和5）年度から、クマに対する注意喚

起及び人身被害を防止するため、当該月のクマの目撃等件数や人身被害の発生状況などに応じて、クマ出没注意報及び警報を発出することとしました。

2023（令和5）年度は、6月10日に2023（令和5）年度1件目の人身被害が発生したことを受け、6月11日にクマ出没注意報を発出しました。

その後、6月18日に2件目の人身被害が発生したことを受け、同日付けでクマ出没警報を発出し、朝夕の時間帯の単独行動を避け、クマ鈴やラジオをつけるなどの対策を徹底するよう、更なる注意喚起を実施しました。

以降、クマの目撃等件数の状況に応じ、注意報及び警報を発出しながら、人身被害の防止に向けた情報発信及び注意喚起に取り組みました。

③ クマ出没時対応合同訓練

ツキノワグマの出没した場合の関係機関連絡体制を確認し、クマの動向に応じた適切な対応を迅速かつ円滑に行うことを目的に、2023（令和5）年10月23日、宮城県大崎合同庁舎において、クマ出没時対応合同訓練を実施しました。

訓練には、県、大崎市、宮城県古川警察署が参加し、発生時における関係機関の連携を確認しました。

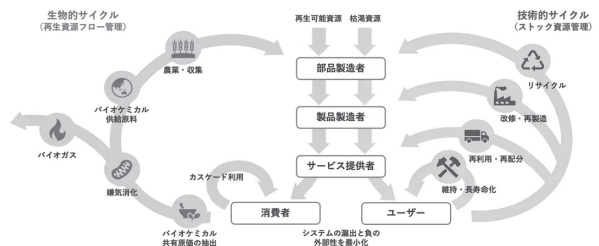
4 サークュラーエコノミーの取組について

(1) サークュラーエコノミー（循環経済）とは

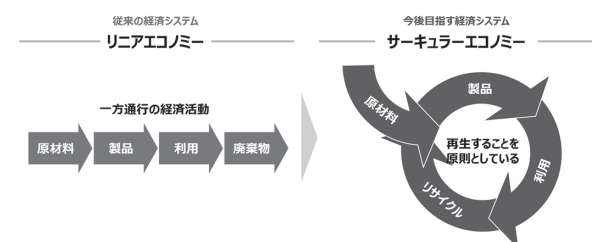
世界自然保護基金（WWF）が2010年に公表した報告書によると、世界的な人口増加により、現在の消費生活を支えるには2030年に地球2個分の資源が必要になるとされており、近い将来にも資源が枯渇することが懸念されています。このため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」による社会経済活動から脱却し、持続可能な循環型社会への移行を目指す取組が世界中で進められています。そこで注目されているのがサーキュラーエコノミー（Circular Economy：循環経済）です。

サーキュラーエコノミーでは「再生可能資源」と「枯渇資源」が循環する仕組みを構築することを目指しています。再生可能資源は自然界において分解・再生が可能な資源を指しており、生物学的サイクル（下図の左側）で循環されます。枯渇資源は自然界ではすぐに分解できない資源を自然界へ流出させないために技術的サイクル（右図の右

側）で循環されます。



図：サーキュラーパートナーズ ウェブサイトより



出典：オランダ A Circular Economy in the Netherlands by 2050 (2016) よりサーキュラーパートナーズ作成

図：サーキュラーパートナーズ ウェブサイトより

大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済システム

製品やサービスの生産段階からリサイクルや再利用を前提に設計し、新たな資源の使用や消費を最小限に抑え、既存の資源の価値を最大化する経済システム

サーキュラーエコノミーは、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けた重要な取組となります。

国においても、令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画において、サーキュラーエコノミーを国家戦略に位置付け、その移行加速に向けた様々な取組を進めることとしています。

サーキュラーエコノミーは、これまでの環境対策の枠に留まらずに「環境負荷の低減と経済成長を両立」させていくという点が特徴で、循環型のビジネスモデルを普及させていくことが重要となります。

県では、企業の製品開発担当者等を対象に、サーキュラーエコノミーに関する理解を深め、環境配慮設計による製品開発を体験するセミナー・ワークショップ開催のほか、既存の補助事業等を活用し、企業の環境配慮型製品の開発を支援しています。

さらに、環境産業コーディネーターによるマッチング支援等により、循環型ビジネスの事業化を支援していきます。



5 宮城県ごみ拾い「見える化」ウェブページ クリーンアップみやぎ について

近年、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染は生態系、生活環境、漁業、観光などへの悪影響が懸念されており、問題解決が重要な課題となっています。

海洋ごみの約8割は人の生活する街中で発生し、川から海に流れ出たものとされており、県では、県民一人ひとりによる海洋プラスチック等ごみの発生抑制を推進するため、「ごみ拾いSNSピリカ」（以下「ピリカ」）と連携した宮城県ごみ拾い「見える化」ウェブページ クリーンアップみやぎ（以下「クリーンアップみやぎ」）を開設しました。

(1) 概要

「ピリカ」は、無料で誰でも利用でき、清掃活動の写真を投稿することでウェブの地図上に表示し、他のユーザーと共有することができるSNSです。

クリーンアップみやぎでは、「ピリカ」に連動し

て、地図上に県内で実施されたごみ拾い活動の投稿が表示され、参加人数、拾われたごみの数、活動状況、ランキング等を確認することができます。

(2) クリーンアップみやぎ開設日

令和5年11月13日

(3) 活用状況等

令和6年3月末時点の県内の参加者数は2,199人、拾われたごみの数は559,231個でした。

ごみ拾い活動の「見える化」や参加者同士の情報交流で参加者・団体のモチベーション維持・向上につながり、清掃活動の活発化が見込まれます。また、身近な地域でのごみ拾いがマッピングされることで、ごみの散乱状況についての「気づき」を通じて、ごみ問題を「自分事」としてとらえ、ごみ減量やリサイクルなど、個人の行動が変わっていくことが期待されます。



▲ごみ拾いSNSピリカと連動した宮城県ごみ拾い「見える化」ウェブページ クリーンアップみやぎ



▲クリーンアップみやぎへの
アクセス二次元コード